

お知らせ 地方創生応援税制により茅野市を応援して下さった企業のご紹介

問 地域創生課 地域創生係 ☎72-2101 (内線 232)

▶**内容** 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、市外に本社のある企業が寄附により応援する税制度です。令和4年1月から令和4年12月末までにご寄附により茅野市を応援していただいた企業様と茅野市での寄附活用事業をご紹介します。

企業名	本社所在地
株式会社ミクロ発條	諏訪市
伸和コントロールズ株式会社	神奈川県川崎市
NICO株式会社	諏訪市
株式会社キッツ	千葉県千葉市
株式会社 テラヤマ	埼玉県川口市
AMUSE株式会社	東京都港区

6社から合計2,520万円のご寄附を賜り、次の事業に活用させていただきました。

茅野市の寄附活用事業	事業内容
・ハヶ岳登山道整備事業	
・読りむ in ちの活動支援事業	
・人材育成事業	
・茅野市陸上競技場の公認更新事業	

4月以降、ビーナネットChinoやビーナチャンネルを通じて映像でもご紹介する予定です。

お知らせ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

問 長野県 建設部 砂防課 調査管理係 ☎026-235-7316 E-mail sabo@pref.nagano.lg.jp

▶**内容** 盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が制定されました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、県の許可が必要になります。

▶**対象** 面積が3,000平方メートル以上または高さが5m以上の土砂等の盛土等を行う場合には県の許可が必要になります。

▶**料金** ◆手数料(1件あたりの金額)
 ・新規の許可 55,000円
 ・変更の許可 34,000円
 ・譲受けの許可 34,000円

▶**その他** ・県の許可を受けるにあたっては、周辺地域の住民に許可申請の内容を周知する必要があります。
 ・土地の所有者の方は盛土等の施工状況を定期的に確認する必要があります。
 ※条例の規定に違反した場合は、罰則(最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が適用されることがあります。

お知らせ 国道152号 湯川バイパス開通

問 長野県 諏訪建設事務所 整備課 ☎57-2939 建設関連事業推進課 関連事業推進係 ☎72-2101 (内線 523)

▶**開通予定日時** 3月19日(日) 正午
 ▶**場所** 国道152号 湯川バイパス

▶**内容** ビーナライン・エコラインと大門街道を結ぶ幹線道路が開通します。



information 「湯川」交差点が新設されます。

お知らせ 茅野市DX推進協議会が発足

問 DX推進室 地域DX推進係 ☎72-2101 (内線158)



▶**内容** 茅野市は、令和4年度を「DX(デジタル・トランスフォーメーション)元年」と位置づけ、デジタルの力を活用した地域課題の解決に着手しています。この度、この取組を市だけではなく地域全体で進めるため、大学や医療関係者、産業界の代表者とともに「茅野市DX推進協議会」を立ち上げました。今後は、皆さんの声を聞きながら、取組の道筋を示すための計画を策定し、この計画に基づき地域課題解決のためのサービス導入を進めていきます。また、協議会の取組がより良いものになるよう、「茅野市DX外部評価委員会」において、市民の立場から評価していきます。

新クラス 4/5 start!



健康寿命延伸のための ヨガ教室参加者募集! 水曜日新シニアクラス開校!

新シニアクラスは3/22(水)が体験日
 既存クラスは随時体験可能です。
 下記問い合わせ先まで電話またはメールにてお申し込みください。
 体験料は一回500円です。

いつまでも健康で元気に暮らすには、定期的な運動を行う「習慣」がとても大切です。コロナ禍にあり運動不足による健康状態の悪化や身体機能の低下も危惧されていますが、それでも「なかなか続かない」、「すぐ面倒になってしまう…」など、日々の生活に運動を定着させるのは簡単ではないことも。ヨガ教室の目標は『運動習慣の定着』。医学的根拠に基づいて、バランスやストレッチ能力の向上、適度な筋トレも行い、体幹を鍛えることで転倒予防や体力増強を目指します。室内での運動なので、天候にも左右されず続けることができます。このヨガ教室をきっかけに運動習慣をつけ、「やってみたかった」や「久々に再チャレンジしてみようかな」といった運動や趣味に挑戦する気持ちと身体と一緒に作りませんか?

シニアヨガ (対象: 60歳~)	レディースヨガ (対象: 40歳~)	メンズヨガ (対象: 45歳~)
9:30~10:30	11:00~12:00	14:30~15:30
「老いに負けない身体づくり」 筋力アップとバランス向上で 認知症・転倒予防	「健やかに年を重ねるための 心と身体のメンテナンス」	「体幹を目覚めさせよう」 体力増強とストレス発散

開催日: 新クラス-毎週水曜日、既存クラス-毎週土曜日
 場所: 家庭教育センター2F
 対象者: 茅野市在住・在勤・在学の方で40歳以上の男女(コースによる)
 料金: 月謝制-月2,000円、半年間500円 保険料別
 持ち物: タオル、飲料、ヨガマット
 募集人数: 新シニアクラス-15名程、既存クラス-各若干名
 注意事項: 持病のある方はかかりつけ医に相談し、許可をいただけてください。
 主催: 福祉21茅野メディカルヨガ研究会
 共催: 茅野市
 お問い合わせ: 今井 恭代 ☎090-9000-7732
 メール: yasuyo1959@yahoo.co.jp

information

軽自動車、バイクの各種手続きはお済みですか? ~令和5年3月末までに確実な変更手続きを~

問 税務課 諸税係 ☎72-2101 (内線 180)

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の軽自動車等の所有者または使用者に対して年額が課税されます。以下のような場合には、3月末までに手続きをしてください。



車種	手続き場所
原動機付自転車(125cc以下のバイク)・トラクター	茅野市役所税務課 諸税係 ☎72-2101(内線180)
軽四輪・軽三輪	軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 ☎050-3816-1855
軽二輪(125cc超250cc以下のバイク)・二輪小型(250cc超のバイク)	長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2043

※松本・諏訪ナンバーの車両については、代行機関の【自家用自動車協会諏訪支部 ☎0266-52-2244】でも手続きができる場合があります。(代行手数料がかかります)
 ※手続きの内容により届出に必要なものが異なりますので、事前に手続き場所にお問い合わせください。
 ~普通自動車については下記へお問い合わせください~
 ○普通自動車の各種手続きについて【長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2043】
 ○普通自動車の自動車税について【長野県南信濃税務事務所諏訪事務所 ☎57-2905】

募集

**令和5年度
「広報ちの」広告募集**



ホームページを
ご覧ください

問 地域創生課 広報係 ☎72-2101 (内線 235)

▶ **内容** 市広報紙「広報ちの」有料広告の令和5年度分(5月号～)の募集を開始します。

【第一期】5月号(5月1日発行)分～令和6年4月号分
令和5年度分の希望枠を出していただき、市側で掲載枠の調整を行います。

【第二期】6月号(6月1日発行)分～令和6年4月号分
第一期で申し込みのなかった枠の中から先着順で掲載できます。

▶ **申込条件** 茅野市広報紙広告掲載実施要領をご覧ください。

▶ **申込期間** 【第一期】3月1日(水)～10日(金)
【第二期】3月23日(木)～随時受付

▶ **応募方法** 申込書、広告原稿、事業概要の分かるもの(パンフレット等)、市外事業者の場合は納税証明書を持参または郵送で提出してください。

実施要領の確認、申込書のダウンロードはホームページからお願いします。

募集

**茅野市環境審議会委員の
公募**

問 環境課 環境保全係 ☎72-2101 (内線 262)
FAX 82-0234 / E-mail kankyo@city.chino.lg.jp

茅野市環境審議会は茅野市の環境に関する条例に規定された審議事項の他、環境の保全に関する広範な内容を調査審議する機関です。

▶ **任期** 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの1期2年間

▶ **応募資格**
・市内に在住または通勤・通学している満18歳以上の方(令和5年4月1日現在)
・平日の昼間または夜間に開催する会議に出席できる方

▶ **募集人員** 若干名

▶ **応募方法**
応募理由を500字程度にまとめ、氏名、住所、電話番号を明記し、メール、FAX、郵送などで環境課まで提出してください。(様式は自由)

▶ **募集期限** 3月17日(金)

▶ **報酬** 市の規定による報酬及び交通費をお支払いします。

▶ **選考結果** 応募者ご本人へ連絡します。

**こころの
健康づくり**

3月は自殺対策強化月間です

困りごとやこころの悩みがある時に、ひとりで抱え込んでいませんか？
つらい時は、「あの人なら話ができるかも、話を聞いてくれるかも」と思える人に、胸のうちを打ち明けてみませんか。

◆相談するメリット◆ 誰かに話を聞いてもらうことで…

心が軽くなります。
共感してもらって心が落ち着くと
気持ちが変わってきます。

「気持ちを自分から離して、客観的に見る」ことができます。
感情的になっていた、混乱している等に気づくことができます。

相談し、自分の状況や気持ちの整理
がつくと、問題解決の糸口が見つけ
やすくなります。

◆心と身体の症状が続く時、身近に相談相手がいない時、誰にも打ち明けられず不安や悩みで押しつぶされそうな時には、専門の相談機関を利用しましょう。

身近な相談機関

こころの健康相談統一ダイヤル

「消えてしまいたい」「家族や知人に死にたいと訴える人がいる」「身内が自死して辛くてどうしようもない」など自殺に関する相談

☎0570-064-556(平日9:30～16:00、18:30～22:30)

※受付は22:00まで(土・日・祝日除く)

長野県精神保健福祉センター(こころの健康に関する相談)

☎026-266-0280(平日8:30～17:15)(土・日・祝日除く)

いのちの電話(さまざまな心の悩み・自殺問題)

自殺予防のいのちの電話(毎月10日 8:00～24時間) ☎0120-783-556

長野 ☎026-223-4343(毎日11:00～22:00)

松本 ☎0263-29-1414(毎日11:00～22:00)

諏訪保健福祉事務所

☎0266-57-2927(平日8:30～17:15)(土・日・祝日除く)

市の相談窓口

平日8:30～17:15(土・日・祝日除く)

健康づくり推進課(健康管理センター内)

☎0266-82-0105

※こころの健康相談の紹介等

東部保健福祉サービスセンター【地域】玉川・豊平・泉野

☎0266-82-0026

西部保健福祉サービスセンター【地域】宮川・金沢

☎0266-82-0073

中部保健福祉サービスセンター【地域】ちの・米沢・中大塩

☎0266-82-0107

北部保健福祉サービスセンター【地域】北山・湖東

☎0266-77-3000